

薬生食輸発0114第1号
令和4年1月14日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の追加)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和4年1月7日付け薬生食輸発0107第3号)により通知したところである。

今般、輸入時の自主検査において、下記施設の製造した食品からサイクラミン酸が検出されたことから、同通知の別表13を別添のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひする。

記

GIAVIKA LIMITED LIABILITY COMPANY

注) 同一施設の別の名称である「GIAVIKA CO., LTD」も併せて追加する。